



みなべ告示第 10 / 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 20 日

みなべ町長 小谷 芳正



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	森林面積	森林所有者件数	筆数	備考
1	高城	157.18ha	61 件	144 筆	整理番号：集 5-01

2 縦覧場所

みなべ町役場産業課

3 本公告により、みなべ町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上